

ハツ場ダム建設事業及び関連事業の負担額の試算 2016年12月

(単位 億円)(起債の利息負担額を除く)

	ハツ場ダム 建設事業	水源地域対策特別措 置法の事業	水源地域対策 基金事業	3事業の 合計事業費
群馬県	227	79	12	318
埼玉県	655	143	66	863
東京都	734	131	60	925
千葉県	466	61	28	556
茨城県	256	26	12	294
栃木県	12	0	0	12
国費	2,975	504	0	3,478
地元および受益者 負担金	0	54	0	54
合計	5,325	997	178	6,501

[注1]小迫の国庫補助率は埼玉県小迫以外は1/3、埼玉県小迫は1/2となる。上末用小迫の国庫補助率は1/3となる。なお、水道の負担額のうち、2/3は水道会計、1/3は一般会計の起債で支出する。このうち、一般会計の起債の元利返済の1/2は普通交付税措置がとられるので、実質負担額は1/6の割合で軽減されるが、上記の試算ではこの交付税措置は考慮していない。

[注2]河川事業(治水分、吾妻川の流量維持)の国費負担率を7割とする。ただし、東京都以外は河川事業の起債の元利返済に対して普通交付税措置(45%)がとられるので、自治体の実質負担率は16.5%となるが、上記の試算では交付税措置は考慮していない。

[注3]群馬県発電の国庫補助率を7.5%とする。

[注4]水源地域対策特別措置法によるハツ場ダム水源地域整備計画の事業費997億円は1996年度の計画値である。

[注5]ハツ場ダム水源地域対策基金事業は事業費がまだ確定していないが、群馬県の2008年度の見直し案178億円とする。

[注6]群馬県発電の負担額(負担率0.1%)はハツ場ダム建設事業費の外数であるので、事業費の計は5320億円ではなく、5325億円になる。